

《源順伝》断章

— 安和の変前後までの官人としての順 —

神野藤 昭 夫

前稿「国文学科報」第11号、昭58・3の第一節で、源順（延喜十一年（九一）〜永観元年（九七三））の生涯が大きく、三区分できることを述べた。第一の転機は、天曆中期、順四十代のはじめ、撰和歌所寄人となった時点、第二の転機は、安和前後、順五十代の後半、村上朝の終焉と安和の変による源高明の失脚の時点にもとめられる。

前稿では、第二期の初め、撰和歌所寄人となるころまで考察したので、次に第二期の終りまでを扱うことにする。当期の順の事跡を浮彫りするために、順の官人としての側面、文人としての側面、歌人としての側面、というふうな三点から論じてゆくこととして、さしあたり本稿では、順の官人としての側面に焦点をあて論ずることを課題とする。

官人としての順を、官歴を中心としてゆくことにしたい。順の略歴としては、『三十六歌仙伝』のほか『源順集』（書陵部本）の

輿勤物にみることが出来る。両者ともとりあげている事跡はほぼ同じであるが、任官等の日附まで記す点で後者の方がより詳しく、前者の誤りを正すところもある^{注1}ので、いま後者の記事に従って、年次がかわるごとに行をあらため番号を付し、（ ）内には西暦と順の年齢を示し、整理して掲げると次のようになる。

源順 右京大夫至孫 左馬九等男

- (1) 天曆七年（九五三・四十三歳）十月 補文章生
- (2) 十月（九五六・四十六歳）正月廿七日 任勘解由判官
- (3) 应和二年（九六二・五十二歳）正月廿二日 民部少丞、補東宮藏人

- (4) 三年正月廿八日 転大丞

- (5) 康保三年（九六六・五十六歳）正月七日 叙従五位下、省旁、

同十六日 任下総権守

(6) 四年(九六七・五十七歳) 正月廿日 任和泉守

(7) 天延二年(九七四・六十三歳) 十一月廿五日 叙従五位上、

治局

(8) 天元三年(九八〇・七十歳) 正月廿九日 任能登守

(9) 永観元年(九八三・七十三歳) 卒 年七十三

以下、順序に従つて当期の範圍である(6)まで追尋してゆくことにしよう。

(1) 天曆七年十月二日、三善道統が文章生試に応じたことが『類聚符宣抄』(第九・文章生試)によって知られるが、順もこの度に応じ及第したのであらう。時の文章博士は三統元夏であった(『二中歴』)。

おそらくこの十月、嵯峨の栖霞寺に赴いた順は、李部大王の命に応じて「霜葉滿^{チケニナサ}林紅」という詩序を草している(『本朝文粹』巻七)。

李部大王とは、式部卿宮重明親王。源融の山荘であった栖霞観は、融の没後、寺にあらためられていた。今の清涼寺である。「今大王紹隆^{スル}」とあるのは、重明親王がかつて、たびたび供料を献ずるとともに、新堂を建立し、金色等身釈迦如来像一軀を安置したこと(『史部王記天慶八年の条』)をさすのであらう。この詩序の中で、順は、

「順暮年に桂を折つて、寒夜蓬に臥す。幸に大王の光塵に陪る。豈小人の景福にあらずや」と述べている。重明親王は、翌天曆八年九月十四日に四十九歳で薨じている(『扶桑略記』『一代要記』)から、

「初冬」は、どうしても天曆七年十月のことではなければならない。

だからひとまず文脈を無視するならば、「順暮年に桂を折つて」との叙述の背後に、文章生となつたばかりの、喜びの感懐を読みとることとはできよう。

しかし、「暮年」にしてようやく文章生となりえた順は、これからの前途が、若き日々に夢想したであろうような期待に満ちたものではないことも、ほろ苦い認識として承知していたと思われる。

文章生は多く儒門の人々の占めるところで、二十有余、^{注2}老いた人でも僅かに三十過ぎには成業するのがふつうであったという。順が文章生から文章得業生をへて方略試を受けるとすれば、^{注2}優に五十を越えることにならう。

順と同時に及第したと思われる三善道統は、天徳三年(九五八)に文章得業生となり、応和二年(九六二)には方略試をうけ(『類聚符宣抄』第九)、永延元年(九八七)七月には文章博士となつている(『二中歴』)。このように道統は専門儒者の道を歩んでゆくわけで、順に比べ颯爽たる若きエリートの面影がうかがわれる。寛平以降、門風に^{注3}よらず方略試を受けるところまで行つたのは四、五人にすぎなかつたというから、^{注3}順自身、文章生とはなりえたものの、専門の儒職への道は断念せざるをえなかつたものと思われる。

順の私淑した橘在列が、「公年三十にして、始めて文人(文章生)に補せら^{注4}

れたとき、「天下其の名士の晩達を痛」んだという(『本朝文粹』巻八、「沙門敬公集序」)が、在列は、文章生から官途に就いたものの、後、官人としては挫折し、出家を遂げている。

文章生あがりの官人として、それなりの栄達を期するものもあつたであらう。実際、和泉守となるまでの順は、彼自身満足のゆくものであつたかどうかは別として、文章生出身の官人らしい官歴をたどるのであつて、栄達と評することはできないが、かといつてかくべつ不遇とばかりもいえない。だが、遅い文章生及第は、どこか官人としての栄達の夢を見限る醒めた眼差しをかかえこまざるをえなかつたろうと想像する。遅ればせながら及第をしてみると、あらためて専門儒家となることは断念せざるをえないことがはっきりしてきたし、官人になつたところで将来への期待もただか知れていることが、かえつて鮮明になつてきた、ということであらう。

順が詩文や和歌の世界にのめり込み、存在においても表現においても、正統的文人儒者とは異なる、パロディ性に彩られた在野的な文学者となつてゆく大きな契機が、ここにあつた点を重くみておきたいと思ふ。

(2) 天曆十年(九五〇)正月、順は勘解由判官に任ぜられた。勘解由使は、へとくるよしかんがふるつかさ」と訓読されもするようにな、官吏交替の際に、新任者が前任者から事務を無事に引き継いだことを証明する書類である解由状を審査したところである。その庁舎である勘解由使局(勘解由使庁)は、太政官の乾(北西)の角、中務省の南にあつた(『百寮訓要抄別注五』)といひ、長官一名、次官二名、判官三名、主典三名、史生八名から成る(『類聚国史』百七)。判官は従六位下相当の官であつた。時の長官は鴻儒大江朝綱であつた

注5 後(天徳三年(九五九)、藤原朝成にかわつてゐる。

判官には、「良家子任^レ之、文章生多^レ成^レ其撰」(『官職秘抄』)じつたといひ、「聊堪^レ右筆^レ者所^レ望任^レ」(『職原抄』)であつたといふしたがつて、たとへば次のような雰囲気があつたことに注目して置いてよいだらう。『群書類從』所載の「統浦島子伝記」には、最初に「承平二年壬辰四月廿二日甲戌。於^三勘解由曹局^一注^レ之。坂上家高明耳」との注記がある。渡辺秀夫氏によれば、「統浦島子伝記」は、三元的な「浦島子伝」の読みかえを併存させており、そのうえ、承平二年(九三〇)に全体にわたつて加注したもの、といふ。今日みる「統浦島子伝」の最後の仕上げが「勘解由曹局」で、おそらく坂上某(意不明だが)によつてなされたのである。学才のある官人たちが、閑暇に「浦島子伝」のような作品を読みあい、かつその改変に手を染める、というようなことがあつて不思議でないような場であつたのであらう。

渡辺氏は、勘解由の曹局を、独得の雰囲気をもつた(『文学工房』)に見立てていたが、勘解由の曹局だけでなく、文章生あがりの人々が多く任せられる役所では相似た営みがあつても不思議ではあるまい。

『本朝文粹』巻十二には、「桜島忠信^ノ落書」といふ文章がみえる。貴族社会の腐敗した売官の実態を諷刺するとともに、任官できぬ嘆きをこめたものである。『本朝文粹』の注記には、「依^ニ此落書^一拜^三任大隈守^二云々」とあるが、とすれば、この諷刺的戯文が、効果的な申文的機能を果たしたことになる。忠信が大隈守に任ぜられたの

は確かめられる(『拾遺集』卷九雜下・五六四)が、この人も、文章生が任ぜられる外記局にとめていたのだった(『外記補任』、『類聚符宣抄』卷四・卷九)。

忠信の落書が外記局時代につくられたとする保証はないのであるけれども、ここで順の勘解由判官時代の次のようなことがらが想起されるのである。

応和元年に、勘解由判官^の。勞六年、いにしへになつらふ^るに、かくしつめる人なし、つかれたるむまの詩をつくりて、長官^{つかさど}。長朝成朝臣^{つかま}にたてまつるに、くはへたるながうた

(書陵部藏「三十六集」本(『私家集大成』所収、順↓に、書陵部藏「歌仙集」本(『私家集大成』所収、順↓)を対校傍書した)

応和元年(九六〇・五十一)歳、順は、勘解由判官の勞六年、身の沈淪を時の長官藤原朝成に訴えたときの長歌の詞書である。右の詞書は「つかれたるむまの詩」につけ加えられたものだといふ。従来は、「つかれたる馬のかた」の本文から、疲れた馬の絵、それは順自身をえがいた戯画であつたらうが、それに長歌がそえられた、とみられることが多かった。絵だけ出されてもよくわからないから長歌がそえられたのだから、それにしては「疲れたる馬のかた」との対応の関連がうかがえず、首をかしげざるをえなかつたところ。ここは「つかれたるむまの詩」の方がよりふさわしい。みづからを「つかれたるむま」に擬した漢詩がメインであつて、それに長歌もそえられたといふことである。

いわば、和漢にわたつて申文的述懐をこころみているわけであ

る。沈淪の不遇を訴える感情にうそはないが、知的な遊びの所産ともみえる。これらの詩や長歌は、朝成に奉られただけでなく、勘解由使局の仲間や歌人仲間披露することを前提としてつくられたものであらう。大中臣能宣が「源順つかさえたまはらで、よをうらみて、朝忠の中納言の許になが歌よみてたまたしたりけるを聞侍りて、人／＼あはれがり、歌よみなどはべりしかば、心ひとつに和し侍りてよみはべりし」(西本願寺藏「三十六人集」本)として長歌を詠んでいる(『拾遺集』卷九雜下では、「かへし」として、順の長歌とセットにされて出てくる)のは、こうした推測を裏づけてくれる例証だらう。

「つかれたるむまの詩」を順がつくつていたとすれば、これはただちに「無尾牛歌」(『本朝文粹』卷二)などを想起させるわけで、ここでは順は、みづからを尾なき牛に擬しつつ、「明時は忠を用ふる富を用ふる、所以に夙に興き夜は暫く休む。愚忠若し糠豆の贖るに遇はば、数年の汝が功に必ず將に酬いむとす」(小島憲之氏「日本古典文学大系」本訓読による)と文章を結んでいる。「つかれたるむまの詩」が、みづからを「つかれたるむま」に擬し、かつ沈淪の身の救済を訴えたのと、ほぼ同様の発想と構造とを認めることができるのである。「無尾牛歌」もまた、不遇な自己を道化し、それを文章化して、知的遊びとするような享受圏の中から生れてたもの、と考えるべきだらう。

いささか逸脱的な叙述に傾いてきたが、順の務めた勘解由使局が、文章生あがりの官人たちが、本務とは別に、その持前の才能をそれぞれに發揮し、それを知的遊びとして愉しむことを許容してく

れるような場としてあったことをみておきたいのである。

(3)・(4) あたかも、順の奉った「つかれたるむまの詩」とそれに「くはへたるながうた」が効果をあげたかのように、翌応和二年(九六二・五十二歳)の正月、民部少丞に転じ、東宮藏人に補せられ、さらに翌三年春には、民部大丞に榮進している。

『順集』には、榮進よろこびを右近注9にいよいよつれり、二年正月に春宮のくら人になり、月の中に式部丞になりうづれり、ふたゝびよろこびあり、おもひをのべて右近命婦にやる／ひくひともなしとわびつるあづさゆみ今ぞ嬉しきもろやしつれば」(『拾遺集』卷十六雑春・一〇二九、にも)と出ている。

勘解由判官から民部丞への昇進は、『官職秘抄』(上)に「彈正忠 勘解由判官 少内記等為三重代一輩 勸學院有官別当任三之」とあるように、文章生あがりの官人のひとつの榮進コースであった。民部省は(へたみのつかさ) (『和名抄』)と訓読されるが、もともと地方政治を統括することを任務とし、諸国の人口・戸籍・租庸調・家人・奴婢・道路・橋梁・山川・田畑などのことをつかさどった重要な官庁であった。職員は、長官である卿以下、大輔一人、少輔一人、大丞一人、少丞二人、大録一人、少録三人、史生十人、省掌二人、使部六十人、直丁四人、というのが、『令義解』が記すところの職員構成である。少丞は正七位上、大丞は従六位上相当の官である。時の長官は、大納言藤原在衡七十一歳であったが、在衡は、天曆七年(九五三)以来、安和二年(九六九)右大臣に昇進するまで、長

く民部卿の任にあった。

東宮藏人の任はいままであったのかよくわからない。時の東宮は、天曆四年(九五〇)七月立太子となった憲平親王(冷泉天皇)である。康保四年には、冷泉天皇が即位するから、それ以前であることは確かだが、康保三年に従五位下に叙せられ、下総権守に任ぜられた時まで、その任にあったのであろうか。東宮に伺候していたときに、「雨の心の歌」を、「な」を探字として歌を詠んだことが、『順集』より知られる。

民部省在任期の詩文や和歌については、別稿で扱うことにする。

(5) 康保三年(九六六・五十六歳) 正月七日、順は従五位下に叙された。「省勞」とあるように、民部省の官人としての年功によるものである。さらに十六日(ただし、十六日というのは不審で、県召の除目が行なわれた二十七日が正しいか)、下総権守に任ぜられている。民部丞を歴任し、叙爵した者は受領に転ずるのが通例のコースであるのだ^{注10}。欠国がなかったので権守に任ぜられたので、任国には赴かない宿官であった。この年の夏、右近中将源延光邸における詩宴の席で順はみずからを「総州員外順者」と称していること(『本朝文粹』卷九)からも、在京が確かめられる。

ところで「源順馬名歌合」なる作品があるが、『和歌合抄目録』卷九には、

源順宅歌合十番 馬名合 宇治殿本云或東国受領端午所合之 康保五(三)年五日 於駿河国合之

とあり、『廿卷本類聚歌合』卷十七目錄にも「源順家歌合於駿河国合之

題馬名」とある由で、萩谷朴氏は、康保三年五月五日、下総下向の途次、駿河の地で、都の競馬を思いやつての作かと、考証推定している（『平安朝歌合大成』二）。だが、在京のことが確認されるわけだし、下総権守は宿官であるとの認識からすれば、駿河国での作とする伝承は否定されねばならないし、伝承が原本の趣意を伝えているとしたならば、それは順の虚構だということになるだろう。

ともあれ、順も従五位下に叙爵され、殿上人の仲間入りをしたわけで、下級官人を脱して、中級官人の域に達したことになる。順が累召の除目で下総権守に任ぜられた日より、やや早い十六日、順の近侍した源高明が大納言から右大臣へと昇進している。時に高明は五十三歳、縁辺に繋がるものとして、順も心強い思いをしたことであろう。

(6) 翌康保四年（九六七・五十七歳）正月二十日の除目で、順は和泉守に任ぜられた。和泉は、大鳥・和泉・日根の三郡からなる小国であり、大國・上國・中国・下國と分けた際には、下國に属するが、遠國とちがって五畿内のうちではあり、『枕草子』に「受領は伊予守 紀伊守 和泉守 大和守」とあり、物語類などにもしばしば登場したりする人気のある国守であつたらしい。この任官人事が規定のコースであつたことは、(5)でみたとおりである。

和泉守の前任者は、菅原雅規。道真の孫、高視の子、文時の兄である。交替にあたり、主税寮が官田の地子稲の未納を勘発することがあつたらしい。それに関する記事が『類聚符宣抄』巻八に出てい

る。順に直接関与することではないが、あるいは順が勘解由判官であつた経験と主税寮を管轄する民部省にいた経験とが生かされる局面があつたかもしれない。

この年（康保四年）の五月二十五日、清涼殿で村上天皇が崩じている。四十三歳であつた。

冷泉天皇の即位にともない、左大臣の藤原実頼は関白左大臣となり、さらに十二月十三日、関白太政大臣となつた。空いた左大臣の席には、源高明が昇進した。

しかし、それから一年有半、安和二年（九六九）三月二十六日、高明は突如、太宰権帥に左遷させられる。いわゆる安和の変である。

「禁中騒動 殆如三天慶之大乱」（『日本紀略』）きありさまであつたという。さらに四月一日、主を失つた西宮第が炎上、残すところわずかに「雑舎兩三」ばかりであつた（『日本紀略』）。

村上天皇の崩御、高明の失脚、ともに順の和泉守時代のことであつた。これを期に順の人生もまた暗転してゆくのである。

以上、順の官歴をたどつてみることで、官人としての順について考えてみた。その結果いえることは、文章生出身後、順が官人として歩んだコースじたいは、文章生あがりの官人のたどるしかるべきコースであつて、抜擢とか不遇とか評するのはあたらない。もちろん同じコースであつても、昇進の遅速があるから、その点からいえば早いとはいえないかも知れない。それより、いかにもせよ、文章生となる時機が遅かつた。それが儒職への道を断念することになつ

たのだらうし、官人としても出発が遅れることによって、しかるべき官途を遅ればせにたどりはしても、不遇の思いがついてまわることになったのであろう。

注1 『源順集』（書院部本）の奥動物は、『大日本史料』（第一編の

十九）所載のものによった。

『歌仙伝』の誤りを正すべき点としては(7)の年次がある。『歌仙伝』には「天延六年」とあるが、天延は四年に改元されるから、二年説が正しいであろう。さらに、『歌仙伝』は、(8)を「天元二年」とするが、天元三年正月二十三日に、伊賀伊勢等の国守の闕に補せられることを願う申文を奉っている（『本朝文粹』卷六）から不審である。この申文によって二十九日に能登守に任ぜられたとみるべきだろう。よって『歌仙伝』より『源順集』の奥動物の方が信頼性が高いといえよう。ただし、奥動物にも、(5)には後にふれるような疑問箇所がある。

注2 橋直幹「請_レ被_レ特蒙_二夫恩_一兼_二任_レ民部大輔_一附_レ状」（『本朝文粹』卷六）

注3 橋直幹「請_レ蒙_二宣旨_一令_二奉_二方略播磨少掾正六位上橋朝臣直幹_一状」（『類聚符宣抄』第九）

注4 在列じしんは「吾は是れ北堂の士、十歳にして始めて書を読む、書を読みて業未だ成らず、茲に三十余り、遅遅として手を空しくして帰り、帰京して吾が處に臥す」（『本朝文粹』卷一、「秋夜感懷、敬献_二左親衛藤員外將軍_一」）といひ三十では文章生たりえていないかのような表現になっているが、丹羽博之氏が指摘するように（『丹集の漢詩文受容』『国文学研究ノート』16号）、論語爲政篇の「三十而立、四十而不惑」の一節を逆手にとった文飾であろう。

なお右にみえる「左親衛藤員外將軍」とは、承平四年（九三九）十二月左近權中將となった藤原敦忠と推定したい。敦忠は天慶二年八月（九三九）参議となっており、左近權中將の任はそのままで参議の官名が呼称されるところから考えて、在列の当該作品の成立は、承平五年（九三五）から天慶二年（九三九）までの、いずれかの秋ということになる。

注5 『公卿補任』によれば、朝綱は天曆五年勅解由長官となったことを知るが、天曆十三年の条には肩書の官名がみえない。天徳三年には朝成が任ぜられているが、この間ほかに長官となった氏名を見出すことができない。朝綱は当時七十一歳、朝成は就任時四十三歳に

なる。

注6 渡辺秀夫氏 「物語文学と日本の漢詩文―成立期の物語の場―」『体系物語文学史』第一巻 昭57

注7 渡辺秀夫氏 「初期物語成立史の断想―「続浦島子伝記」の意味するもの―」『国文学研究』67集 昭54・3

注8 後藤昭雄氏の「桜島忠信落書について」（『平安朝漢文学論考』昭56・9）によれば、外記時代でなく、大学寮にあった頃の作か、という。『本朝文粹』の注記は事実と相違することになる。精細な論証にもとづく推論であるが、「不_レ動_二和風_一独_レ冷、被_二雲_一暖露_一橋先抽」の一節が君恩を受けぬ身の不遇を、君寵をうけたものと對比して述べてくぐりとみるならば、学生時代とみるにはなじまぬものがあるように感じてもいい。

注9 この右近なる人物は、『能宣集』に「おなじ月」（七月）つごもりのほかに、藏人所にひこうしてつれづれにはべるに、内教坊にまかりてあそびなどしてまかりかへるに、右近といふ女房にあひかたらふさと人などまかりあひて、ものなどのたまふほどに、いがぐ

りをあふぎにいでてさしただせるに、かくのたまふ／おもふことえだにもあらでかへりなばこやわかれちのをくりなるらむ」(西本願寺蔵「三十六集」本)にみえる右近と同一人であろう。天徳四年(九六〇)三月、応和二年五月の内裏歌合、康保三年(九六六)閏八月内裏前歌合に出詠している右近とも同一人。とすれば、醍醐天皇の後継子に仕えた、『大和物語』に登場する「季繩の少将のむすめ右近」とも同じか。季繩は、延喜十九年(九一九)三月に没しているから、右近もこのときには老齢であったはずである。

注10

『日本歴史大辞典』には、宿官について、(平安時代において新たに叙爵した外記、史、式部・民部両省の丞、檢非違使の判官および六位蔵人などを巡次諸国守に任ずるにあたり国守に欠員のないときはこれを宿官と称して、しばらく権守に任じて欠員の生ずるまでこれを待機せしめることとなっていた。すなわち、この名称はこのようなゆえんによったものであって、これを「やどりのつかさ」と訓じたのである。宿官たる権守には下野・甲斐・越後・筑後・阿波などの諸国のそれに定まっていたことが「枕草子」にみえている。「県召除目」の第二夜に、外記が宿官に任ずべき者を勅注した、いわゆる宿官勅文を提出する例となっていた。(吉村茂樹)と説いている。